

USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象とした
試行プログラムの拡大・延長を発表

2010年11月10日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、本日付フェデラル・レジスター(官報)において¹、グリーン・テクノロジー関連出願を対象とした試行プログラム²に関し、同試行プログラムの試行期間を延長するとともに、適用を受けるための出願日要件を撤廃すると発表した³。

昨年12月に開始された同試行プログラムは、グリーン・テクノロジーに関連した特許出願(環境品質、省エネルギー、再生可能エネルギー資源開発、又は温室効果ガス排出削減に関するもの)を、出願人の申請に応じて「特別扱い(accorded special status)」するものであり、通常は出願の順で審査される場所、順番を繰り上げて直ちに審査官の手元に置かれることを内容とする⁴。また、本年5月に、USPTOは同試行プログラムの適用要件のひとつであった、分類要件(指定された米国特許分類に分類される出願であること)を撤廃していた^{5,6}。

同発表によれば、同試行プログラムがこれまで十分な成果を上げている状況を踏まえ、本年12月8日までであった当初試行期間を11年12月31日まで延長するとし(ただし、同時に3,000件のシーリング設定も継続)、併せて出願日要件(本試行プログラムの適用を受けられる出願は、09年12月8日より前に出願済みのもの)を撤廃し、09年12月8日以降に出願されたものでも試行プログラムの適用が受けられるよう拡大するとしている。

なお、同プレスリリースによれば、これまでの試行プログラムの結果、790件の申請が認められ、そのうち94件が特許権として成立し、申請が認められてから最初の審査結果(FA)がなされるまで平均49日であったとのこと。

(了)

¹ [11月10日付官報\(PDF\)](#)

² [試行プログラムに係るUSPTOウェブサイト](#)

³ [11月10日付USPTOプレスリリース](#)

⁴ [091209【米国IP情報】USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象としたパイロット・プログラムを公表\(PDF\)](#) 参照

⁵ [100521【米国IP情報】USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象とした試行プログラムの分類要件を撤廃\(PDF\)](#) 参照

⁶ 要件の詳細は、開始時の[官報\(09年12月8日付\)](#)(PDF) 参照